

# 教育委員会提出議案

第41号議案

幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和7年12月23日

豊島区教育委員会教育長 清野 正

幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則（平成12年教育委員会規則第12号）

の一部を次のように改正する。

別表第1業務の程度の項中「終日に及ぶ程度（日中7時間45分以上）」を「半日程度（日中4時間以上）」に、「午後11時」を「午後9時」に、「午前2時」を「午前4時」に改める。

別表第2支出額の欄中「7,500円」を「8,000円」に改める。

## 附 則

- 1 この規則は令和8年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前の勤務に係る教員特殊業務手当のうち施行日以後に支給するものについては、なお従前の例による。

## （説 明）

教育公務員特例法等の改正により、教員特殊業務手当の支給対象となる業務の程度及び支給額を変更するため、本案を提出いたします。

## 幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則（案） 新旧対照表

改 正 案		現 行
<b>附 則</b>		
1 この規則は令和8年1月1日から施行する。		
2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前の勤務に係る教員特殊業務手当のうち施行日以後に支給するものについては、なお従前の例による。		
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）
業務に従事する日	幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年豊島区条例第8号）に規定する週休日、休日及び代休日	その他の日
業務の程度	一 <u>半日程度（日中4時間以上）</u> 二 （略）	一 正規の勤務時間に引き続き <u>午後9時</u> まで 二 <u>午前4時</u> から午前8時まで 三 （略）
別表第2（第2条関係）		別表第2（第2条関係）
支給範囲	支給額	支給範囲
職員が、幼稚園の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で次に掲げる業務に従事したとき。 (1)・(2) （略） (3) 幼児の負傷、疾病等に伴う救急の業務に従事したとき。 (4) 幼児に対する緊急の補導業務に従事したとき。	（略） 日額 <u>8,000円</u> 日額 <u>8,000円</u>	職員が、幼稚園の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で次に掲げる業務に従事したとき。 (1)・(2) （略） (3) 幼児の負傷、疾病等に伴う救急の業務に従事したとき。 (4) 幼児に対する緊急の補導業務に従事したとき。
		（略） 日額 <u>7,500円</u> 日額 <u>7,500円</u>

○幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則

平成12年3月31日

教育委員会規則第12号

(目的)

第1条 この規則は、幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年豊島区条例第9号。以下「条例」という。）第15条の規定に基づき、幼稚園教育職員の特殊勤務手当の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(教員特殊業務手当の支給額等)

第2条 教員特殊業務手当の支給の対象となる条例第15条第2項に規定する教育委員会規則で定める程度は、別表第1のとおりとする。

2 条例第15条第3項に規定する教員特殊業務手当の額は、別表第2左欄に掲げる支給範囲に応じ、同表右欄に定める額とする。

(支給方法)

第3条 特殊勤務手当は、その月分を翌月の給料の支給日に支給する。ただし、事務手続上これにより難い場合は、当該支給日以外の日に支給することができる。

(委任)

第4条 この規則の実施に関し必要な事項は、豊島区教育委員会教育長が定める。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月29日教委規則第8号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日教委規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月30日教委規則第14号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（令和4年7月20日教委規則第8号）

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則（以下「改正後の規則」という。）別表第2の規定は、令和4年4月1日以後の勤務に係る教員特殊業務手当について適用し、同日前の勤務に係る教員特殊業務手当については、なお従前の例によ

る。

(教員特殊業務手当の内払い)

3 改正後の規則別表第2の規定を適用する場合においては、この規則による改正前の幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の規定に基づいて支給された教員特殊業務手当は、改正後の規則の規定による教員特殊業務手当の内払とみなす。

#### 附 則

- 1 この規則は令和8年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前の勤務に係る教員特殊業務手当のうち施行日以後に支給するものについては、なお従前の例による。

別表第1（第2条関係）

（平20教委規則11・平21教委規則14・一部改正）

業務に従事する日	幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年豊島区条例第8号）に規定する週休日、休日及び代休日	その他の日
業務の程度	(1) <u>半日程度（日中4時間以上）</u> (2) (1)と同程度	(1) 正規の勤務時間に引き続き <u>午後9時</u> まで (2) <u>午前4時</u> から午前8時まで (3) 1又は2と同程度

別表第2（第2条関係）

（令4教委規則8・全改）

支給範囲	支給額
職員が、幼稚園の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で次に掲げる業務に従事したとき。	
(1) 非常災害時における幼児の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務に従事したとき。	日額 8,000円
(2) 特に被害が甚大な災害発生時における幼児を含む避難住民の救援業務に従事したとき。	日額 16,000円
(3) 幼児の負傷、疾病等に伴う救急の業務に従事したとき。	日額 <u>8,000円</u>
(4) 幼児に対する緊急の補導業務に従事したとき。	日額 <u>8,000円</u>